

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	2	府省庁名	こども家庭庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税、都市計画税、特別土地保有税）		
要望項目名	児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の第一種社会福祉事業である障害児入所施設を運営する事業 ・ 既存の第二種社会福祉事業である児童自立生活援助事業や子育て短期支援事業等、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 ・ 第二種社会福祉事業に追加される親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業、里親支援センターを運営する事業 ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。 		
関係条文	地方税法第25条、第73条の4、第72条の78、第313条、第348条、701条の34、第702条の2、第586条、地方税法施行令第36条の7、第36条の10、第49条の12、第49条の15、第56条の26の3、第56条の26の5、地方税法施行規則第10条の7の3		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 児童虐待防止対策について、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）附則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講じる ・ 児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講じるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化することとされた（経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定））ほか、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則でも令和2年度及び令和3年度を目途とする検討規定が設けられた。 <p>○ これらを踏まえ、児童福祉制度の見直しを行い、令和4年6月15日、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。「以下令和4年改正法」という。）が公布され、令和6年4月1日より施行されることとなっていることから、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 現在、児童福祉法に規定する事業に係る施設の利用に充てるため支給される金品や、第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、非課税等の措置が講じられている。令和4年改正法により、社会福祉法上の第二種社会福祉事業として新たな事業が創設される。また、既存事業の一部についてもその対象範囲等が拡大されることから、児童福祉に係る税負担の公平を図る必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	上位レベル1. こども政策の推進 中位レベル3. 保育対策及び子ども・子育て支援対策に関する施策の推進 中位レベル5. 児童虐待防止等対策に関する施策の推進 中位レベル7. 障害児への支援に関する施策の推進
	政策の達成目標	国及び地方公共団体による必要な措置等を通じて、児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図ることその他の児童の福祉の増進等を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	児童福祉法等の改正により、これらの法律に基づく現行の制度体系に変更が生じる可能性がある。これに伴い、改正後の新たな制度等について、児童福祉に係る税負担の公平を図る必要があることから、本要望の措置は妥当である。 また、税制上の措置を講ずることによって、児童福祉の増進を実現することができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—